

第4期愛知県障害福祉計画構成イメージ(案)

1 第4期県障害福祉計画の策定における全般的留意事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔第五章障害福祉計画〕、国の基本指針（平成26年5月15日告示）に即する。

2 基本理念等

障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とする。

3 計画期間

平成27年度～29年度

4 区域の設定(障害保健福祉圏域)

名古屋圏域

海部圏域（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）

尾張中部圏域（清須市、北名古屋市、豊山町）

尾張東部圏域（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）

尾張西部圏域（一宮市、稲沢市）

尾張北部圏域（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）

知多半島圏域（半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）

西三河北部圏域（豊田市、みよし市）

西三河南部東圏域（岡崎市、幸田町）

西三河南部西圏域（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市）

東三河北部圏域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）

東三河南部圏域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）

5 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策

3期計画の実績評価に基づき検討する

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本的考え方：

平成 25 年度末を基準時点とし、平成 29 年度末を終了時点として、12%以上が地域生活へ移行するとともに、4%以上入所者数を削減することを基本とする。

なお、平成 26 年度末において、第 3 期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

★県としては、基本指針を基本としつつ、これまでの地域移行実績等や、真に入所が必要な者の数、地域における社会資源の整備状況の他、施策の効果等を総合的に検討して、目標を設定する

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本的考え方：

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）を踏まえ、都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 ヶ月時点の退院率及び入院後 1 年経過時点の退院率並びに長期在院者数（入院期間が一年以上である者の数）の減少に関する目標を設定する。

- ①平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上
- ②平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上
- ③平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少

◆県としては、基本指針を基本としつつ、これまでの退院実績や、真に入院が必要な者の数、地域における社会資源の整備状況の他、施策の効果等を総合的に検討して、目標を設定する。

3 地域生活支援拠点等の整備【新規】

国の基本的考え方：

障害者の地域生活を支援する拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成 29 年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つの拠点を整備。

◆県としては、基本指針を踏まえ、市町村障害福祉計画を基礎として、各障害保健福祉圏域ごとに定める。（各障害保健福祉圏域における各自治体の方策・方針の検討・協議について、各障害保健福祉圏域会議等を通して、支援する。）

4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本的考え方：

<平成 29 年度目標>

- ①平成 24 年度一般就労移行実績の 2 倍以上とする。
- ②就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加
- ③全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

◆県としては、基本指針を基本としつつ、これまでの実績や施策の効果等を総合的に検討して、目標を設定する

6 障害福祉サービスの見込量と確保策

障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の基本的考え方は、基本指針のとおり

市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本

◆県としては、これらの事項を踏まえサービス見込量と確保策を設定する。（県が目標とするサービス提供量 検討）

7 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

基本指針を基本としつつ、これまでの地域移行実績等や、真に入所が必要な者の数、地域における社会資源の整備状況の他、施策の効果等を総合的に検討して、目標を設定する。

8 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

基本指針を基本とする。

- ・ サービス提供に係る人材の育成
- ・ サービス提供事業者に対する第三者評価
- ・ 障害者の権利擁護
虐待防止
成年後見制度の活用等権利擁護の推進

9 地域生活支援事業の実施に関する事項

基本指針を基本とする。

専門性の高い相談支援事業

- ・ 発達障害者支援センター運営事業
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 障害者就業・生活支援センター運営事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

広域的支援事業

- ・ 相談支援体制整備事業
- ・ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

10 障害福祉圏域の現状とサービス見込量

名古屋圏域を始め12障害保健福祉圏域ごとの現状と今後の見込量及び事業所数

11 障害児支援

基本指針を基本とする。

児童発達センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備

子育て支援施策との連携

教育との連携

特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

通所支援・入所支援の方針作成

12 計画の推進

P D C A サイクルの推進

調査、分析、評価の実施

